

平成16年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度及び平成29年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区長から通知がありました。

令和元年5月20日

第1 通知の範囲及び概要

- 1 平成16年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は1件です。
- 2 平成18年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は1件です。
- 3 平成19年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は1件です。
- 4 平成20年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は2件です。
- 5 平成22年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は4件です。
- 6 平成23年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は1件です。
- 7 平成24年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は13件です。
- 8 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は11件です。
- 9 平成26年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は11件です。
- 10 平成27年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は9件です。
- 11 平成28年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は26件です。
- 12 平成29年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は19件です。

第2 内容

[平成16年度包括外部監査]

1 「福祉施設の財務管理と運営について」

(1) 12 児童館（公設公営）と赤坂子ども中高生プラザ（公設民営）との比較（児童館）

ア 指摘等の内容

児童館と比較すると中高生プラザの方がサービス内容・費用面で優位に立っているといえる。今後は、児童館についても民営化や指定管理者制度の導入を積極的に検討することが必要。

イ 講じた措置の概要

平成30年2月に「今後の子ども中高生プラザ・児童館・学童クラブのあり方について」をまとめ、青山児童館の建替えにより整備する新たな施設については、「赤坂子ども中高生プラザの分館」とし、その運営は指定管理者制度を導入することとしました。

その他の児童館については、当面、現行のとおりとし、青山児童館の子ども中高生プラザ分館への移行によるサービス拡充の状況を踏まえ、各施設の改築や全体的な見直しと併せて、検討します。

[平成 18 年度包括外部監査]

1 「総合支所庁舎の維持管理について」

(1) 支所改修費の支出における備品購入契約手続きの妥当性

ア 指摘等の内容

平成 17 年度の 1 千万円以上の物品購入案件 4 件の入札は 17 社の中小企業で行われていた。中小企業の振興を図る必要とはいえ、より競争性を高めるなどの対応が必要である。

イ 講じた措置の概要

競争性を高めるため、平成 27 年 12 月 1 日から、予定価格 80 万円を超える物品の購入に係る案件は、原則として区内事業者限定の電子入札による制限付一般競争入札を試行実施し、入札制度を改善しました。

[平成 19 年度包括外部監査]

1 「認証保育所にかかる補助金の執行状況」

(1) 認可保育園とのバランスについて

ア 指摘等の内容

現在認可保育園と認証保育所の配置数や定員数のバランスをどのように取っていくのかという、中長期的な視野に立った具体的な検討が十分になされていない。待機率の上昇に対処療法的に認証保育所の誘致を進めた場合、人口減少に転じた際に既設の認証保育所をどのように支えるかという補助制度のあり方の問題に直面する可能性がある。東京都の政策如何にもよるが、今後、保育施設の設置計画を策定するに当たっては、中長期的な視点から認可保育園と認証保育所の適切な配置のあり方を検討しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

区立認可保育園の配置数や認証保育所の定員数については、待機児童解消に向けた取組の一つとして港区基本計画で事業計画化しています。

平成 27 年度から 6 年間の基本計画では、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の開始にあわせ、保育の質を確保する観点から、認可保育園の整備等に優先して取り組むこととしています。

また、認証保育所は、東京都が独自の基準を定めて実施している事業であることから、都の動向を注視するとともに、運営事業者の意向を踏まえ、認可保育園の整備等に優先して取り組むという計画に沿って、認証保育所から認可保育園への移行を支援します。

[平成 20 年度包括外部監査]

1 「清掃業務に関する財務管理及び事務の執行等について」

(1) 消耗品の管理

ア 指摘等の内容

清掃リサイクル課会議室に所在で契約管財課所管の鍵付書庫には、消耗品としてのデジタルカメラ 2 台が保管されているが、物品管理規則第 18 条による当然の保管とはいえる。しかし、財務会計システム上では消耗品は購入時に記録するのみである。この記録だけでは、同第 11 条の物品（消耗品も当然に含む）の「供用者」は「供用に関する事務」つまり、供用物品の請求、出納機関からの供用物品の受領、使用者に対する引き渡し、供用物品の整理、及びその現在高報告の事務が行える状況にあるとはいえなくなる。

消耗品の内たとえばデジタルカメラなど種類を限定し、供用者（消耗品管理者）が、管理を実行しやすく、実態に合った規定の整備をする必要がある。

イ 講じた措置の概要

消耗品を含む物品の適正な管理については、既に物品管理規則で規定しています。

また、会計室では、複数の職員が使用する小型物品の管理方法や貸与消耗品の管理例等について平成 21 年 1 月に全庁に通知し、毎年更新の「財務会計の手引き」にも掲載するなど、継続的に職員へ周知しています。また、平成 29 年度の備品検査時において、消耗品の適正な管理について、改めて注意喚起しました。

(2) 報奨金の使途について

ア 指摘等の内容

報奨金の振込口座名義は、〇〇自治会 ××や、〇〇管理組合のように団体名を入れてもらうように指導しているが、古い団体の中には個人名だけの口座も幾つか残っている。報奨金の使途に制限はないが、本来、団体の活動原資として使用してもらうことを予定しているものである。自治会費や管理費の使い込みが珍しくない昨今においては、団体の特定の個人が報奨金を私消する危険性がないとは言えない。年間 100 万円近くの報奨金を受け取っている団体もある。団体の収支計算書を提出してもらい、報奨金が適切に計上されていることを確認する等の手続が望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成 25 年度に口座名義について整理し、平成 30 年度においては、報奨金の口座名義が個人名だけの団体はありません。

[平成 22 年度包括外部監査]

1 「情報システムに関わる財務事務等の執行及び事業の管理について」

(1) システムに関する資料の保存ルールの明確化について

ア 指摘等の内容

システムアセスメントの資料は、通常の文書管理規定に従い、所管課である区政情報課の判断により基本的に 5 年保存として取り扱われているとのこと。通常の保管期限である 5 年を経過した後も、システムは長期稼動が一般的であり、基本構想や仕様書、要件定義書など必要と認めたものはその稼動期間保管することが本来要求される。また、導入時のシステムアセスメントの資料はそのシステムのリプレイスや機器の更新時に参考にされることも予想されるため、これらの資料は長期保存されることが望ましいと考えられる。しかしながら、港区においてシステムに関する資料の保存をどのようにするかルールがない。システムに関して、長期に本来保存が要求されるものが廃棄されることは避けなければならない。港区文書管理規程第 37 条の趣旨を反映して、システム関係資料に関してルールを明確化する必要がある。

イ 講じた措置の概要

「港区文書保存年限設定基準」第 4 条第 3 項に基づき、基本構想や仕様書、要件定義書等を含むシステムアセスメントの評価に係る文書については、平成 30 年 5 月から、情報政策課が長期保存し、収受した各課においては港区文書管理規定第 37 条第 3 項に則り、適宜保存年限を設定することとしました。

(2) 他の自治体の情報入手による作業単価の妥当性について

ア 指摘等の内容

契約金額の妥当性については、IT ベンダ側と契約者側との間で納得できる指標は人月に作業単価を乗じたものが中心となっているが、自治体間での情報の共有や市場動向を踏まえた作業レベルや経験レベルに応じた情報収集は、IT ベンダ側に対する強い牽制効果を持つと考えられる。このため、今後、作業単価等に関して区政情報課を中心に把握することが必要と考える。

また情報システムアドバイザーの利用等を含めて、定期的な単価の見直しに関する検討を行うことが望まれる。

イ 講じた措置の概要

港区のシステムに係る作業単価については、システムごとに作業単価表を作成しており、単価に変動がないことを確認しています。単価の見直しも、随時実施しており、平成 28 年度には、情報システムアドバイザーの指摘をもとに IT ベンダと交渉し、一部ベンダの平成 29 年度の単価を見直しました。

他自治体での類似システムの導入経費についても、システムアセスメント申請課において調査し、提出資料に記載するようにしており、評価の際の参考にしています。

また、専門誌を参考に市場動向を踏まえた単価表に基づき精査をしています。平成30年2月には「システムアセスメント企画段階評価基準」を改正し、他自治体からの情報収集及び専門誌に基づき、経費妥当性を評価する旨を追記しました。

(3) 港区情報安全対策指針の遵守に関するモニタリングの必要性について【8 情報政策課】

ア 指摘等の内容

情報セキュリティを高いレベルに維持し続けるためには、監査及び点検というモニタリングが重要である。セキュリティに関する港区としてのPDCAサイクルを確立し、特にC(c h e c k)という該当部署における自己点検と該当部署から独立した内部的な監査を意識する必要がある。今後、区政情報課を中心に、監査及び点検を充実することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

情報セキュリティ内部監査及びe-ラーニングシステムを活用した各職員個人が実施する情報セキュリティ自主点検（個人編）に加え、各課において、組織的な情報セキュリティ対策が実施されているかを確認するため、平成29年5月から、情報セキュリティ自主点検（組織編）を実施し、情報政策課に実施状況を報告することとしました。

また、情報セキュリティインシデントの事例や情報セキュリティ対策の好事例、情報セキュリティに関する知識のチェックに活用できる「情報セキュリティ通信」を定期的に発行し、職員の情報セキュリティ対策についての確認に活用しています。

(4) 情報安全対策外部監査の指摘事項のフィードバックに対する検証の必要性について

ア 指摘等の内容

情報安全対策外部監査の指摘事項について、運用改善の検証制度がない。今後は区政情報課が窓口となって監査の指摘事項に対応しているかの定期的な検証を行うことが、監査の実効性を高めるものと期待される。

イ 講じた措置の概要

平成29年4月から、過去に情報安全対策外部監査の対象となった大規模なシステム等については、運用改善の検証制度として、港区システムアセスメント実施要綱第9条第4項に定める運用段階のシステムアセスメントの対象候補とし、監査の指摘事項について、改善状況等も含めた検証を行うこととしました。

[平成23年度包括外部監査]

1 「保健福祉支援部及び子ども家庭支援部を中心とした委託料の財務事務について」

(1) 児童館第三者評価実施委託評価基準の設定

ア 指摘等の内容

本来、福祉サービスの第三者評価は、評価サービスの利用者である行政が評価基準を設

定し、その基準に則って評価機関が評価を実施するものである。区は、過去5年間の評価結果等を踏まえ、今後、どのような視点、項目及び方法等によって評価を実施し、それをどのように児童館事業に反映させることが効果的かを再検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成29年度は、これまでに実施した第三者評価結果を踏まえ、厚生労働省が作成した児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」を参考に、港区の評価基準を設定するための検討を行いました。

その結果、平成30年度は、区独自に人材の確保・養成及び安全管理の点を重点項目とし、第三者評価を実施しました。

〔平成24年度包括外部監査〕

1 「公の施設の管理運営について」

(1) 利用者情報の分析

ア 指摘等の内容

利用者情報を施設管理のツールとして有用なものとするために、利用者数の把握を出発点として利用者の内容を分析するなど、さらなる分析が必要である。

イ 講じた措置の概要

(芝・管理課)

直近5年間の芝地区いきいきプラザの1人当たりの費用を算出すると、三田は、駅近等の立地の良さから、一人当たりの費用が1,000円を下回っており、虎ノ門は、利用者数の増加から、一人あたりの費用が1,255円(H23)から1,016円(H28)へ240円程度下がっています。このことから、施設の有効性は、一定程度確保されていると考えております。

さらなる施設の有効利用をめざし、平成28年度から、既存事業を利用者の自主グループへ移行させるなどの見直しを実施し、新たな利用者ニーズに対応した事業の実施を可能としました。新規事業については第三者評価や利用者からの聞き取り等によりニーズを把握し、三田では要望の高かった茶道教室等の事業を新たに実施しています。

(麻布・管理課)

麻布区民センターに関しては、定期利用団体の高齢化に伴う脱会や会員数の減少、活動回数の減少により年間の利用人数に影響があるため、利用促進のための事業展開を行っています。比較的对象年齢が高い健康体操教室やスケッチ倶楽部なども常に内容の更新を図り、また、親子向けや子ども向けの事業で若年層を取り込んでいます。ほかにも、在住外国人による語学講座や外国人対象の「ジャパニーズクラス」なども開催しており、新たな利用者層獲得に力を入れています。

(赤坂・管理課)

赤坂区民センターの平成23年度から平成26年度の利用者団体登録の状況を分析すると、

全体に占める在住団体登録以外の割合が 95%となっており、利用者状況としては、企業等の利用が多く在住者利用が少ない傾向にあります。また、赤坂地区の人口構成は、年少人口の増加、老年人口の現状維持傾向が顕著に見られます。このような状況から、高齢者や若年層に向けた事業を展開しています。高齢者向けの事業として継続して事業を各種実施するほか、いきいきプラザとの共催により「赤坂ファミリーカラオケ大会」を平成 26 年から実施しています。また、若年層向事業としては、平成 28 年から、近隣保育園の室内運動会実施のサポート、赤坂図書館との協働による「赤坂なかよし文庫」の開設をしました。

(高輪・管理課)

高輪地区いきいきプラザ各館の利用者数については、毎月集計し、前年度の数値との比較や事業効果の検討を行っています。また、ご意見箱の設置や利用者アンケートを取り、利用者ニーズを把握するなど、利用者の内容を分析し、教室事業に反映しています。予約なしで参加できる講座の増設についての要望に応え、予約なしで参加できるサロン事業を平成 28 年度から増加したことから、事業の延べ参加数は、平成 27 年度：79,092 人から平成 28 年度 83,285 人と 105%に伸びています。

(芝浦港南・管理課)

芝浦港南地域では、人口増加が続く中で、年少人口と高齢者人口の増加が顕著であることから、芝浦港南区民センターでは親子向けのフリーマーケットやコンサート等の参加者がふれあえる事業、高齢者向けの日本人が継承してきた文化に触れられる事業などを開催しました。台場地域は子育て世帯が多いことから、子育て世代を応援する、絵本読み聞かせ教室、ベビーマッサージ&ベビーヨガなどを実施しました。また、地区全体で昼間人口も多いため、芝浦港南・台場区民センター双方で企業と地元住民との相互交流の機会として朝活モーニング講座などを開催し、地域コミュニティの拠点となる事業を実施しています。

(2) 利用実績の定期的な評価について

ア 指摘等の内容

麻布区民センター及び高輪区民センターは 21 年度以降、利用者が減少傾向にある。その要因を把握し、解決するための改善策を検討し実施する必要がある。さらにその改善策が有効であったか否かについても、事後的に評価する必要がある。利用実績については、単なる実績値の集計だけではなく、その評価を定期的に実施する必要があると考える。

イ 講じた措置の概要

麻布区民センターにおいては、定期利用登録団体の高齢化に伴う、脱会および会員数の減少と利用頻度の減少が利用者減傾向の要因と考えられます。平成 26 年度は区民ホール改修工事のため年間利用者数は減少しましたが、平成 27 年度以降はほぼ横ばいの実績です。

利用を促進するために、センターで新規に企画した事業を契機としたサークルの立ち上げの後押しを実施するなど、利用登録団体の増加を図っています。

(3) 大平台みなと荘の指定管理料の見直しの必要性

ア 指摘等の内容

サービス内容、指定管理料の積算根拠や支出内容の妥当性は今後も継続的に検討する必要がある。

イ 利用料金については、公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方に基づき、適切な利用料金を算出しており、平成 29 年度から利用料金を値上げ改定しました。サービス内容、指定管理料の積算方法や支出内容の妥当性については、今後も、保養施設のあり方の検討とあわせて継続的に検討していきます。

(4) 大平台みなと荘の会計処理に関するモニタリングの強化

ア 指摘等の内容

本社購買部を通じて購入した費用について、市場価格との比較や帳票との突合せなどを行い、会計処理の適正性について確認する必要がある。

イ 講じた措置の概要

大平台みなと荘については、第三者（中小企業診断士）に業務運営状況評価を委託しています。会計処理の適正性の確認についても、その中で行っており、適切な管理運営を行っているという評価を得ています。

(5) 港区基本計画における公衆浴場ふれあいの湯の位置付けの明確化

ア 指摘等の内容

公衆浴場ふれあいの湯の今後の課題としては、港区基本計画との関係性を明確にすることと考える。

イ 講じた措置の概要

平成 29 年度の港区基本計画（平成 27 年度～平成 32 年度）後期見直しにおいて、の「Ⅲはぐくむまち」の中で、地域増進のために、家族や区民同士のコミュニケーションの場であり、地域の交流拠点として重要な役割を担う公衆浴場の確保・振興に取り組むと明記しました。

(6) 児童館への指定管理者制度導入について

ア 指摘等の内容

指定管理者による子ども中高生プラザの管理運営の実績や児童館利用者の利便性の向上の必要性を考慮すると、区民サービスの向上の観点から、児童館においても指定管理者を導入することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年 2 月に「今後の子ども中高生プラザ・児童館・学童クラブのあり方について」をまとめ、青山児童館の建替えにより整備する新たな施設については、「赤坂子ども中高生プラザの分館」とし、その運営は指定管理者制度を導入することとしました。

その他の児童館については、当面、現行のとおりとし、青山児童館の子ども中高生プラザ分館への移行によるサービス拡充の状況を踏まえ、各施設の改築や全体的な見直しと併せて、検討します。

(7) 指定管理者の導入の可能性

ア 指摘等の内容

港勤労福祉会館、みなと図書館、児童館、保育園及び箱根ニコニコ高原学園について、効率的で効果的な区民サービスの提供を行うため、指定管理者制度の導入を検討し、1) サービスの向上と2) 管理運営コストの節減を一体で考え、2つのバランスを保ちながら管理運営を行うことが必要である。

イ 講じた措置の概要

保育園については、平成27年12月に「港区の今後の保育行政のあり方について」をまとめ、新規の保育園については原則として指定管理者制度を導入することとしました。既存の区立保育園については、今後の社会情勢の変化などを考慮して対応していきます。

平成30年2月には、「今後の子ども中高生プラザ・児童館・学童クラブのあり方について」をまとめ、青山児童館の建替えにより整備する新たな施設については、「赤坂子ども中高生プラザの分館」とし、その運営は指定管理者制度を導入することとしました。その他の児童館については、当面、現行のとおりとし、赤坂子ども中高生プラザ分館の状況を踏まえ、各施設の改築や全体的な見直しと併せて、検討します。

(8) 区立保育園の実施主体の検討について

ア 指摘等の内容

直営の区立保育園について、指定管理者制度の導入を検討するとともに、区の保育施設を事業者に無償貸与し、事業者が当該保育園の実施主体となる民営化の手法も検討することが望まれる。民営化については指定管理者制度を導入している新設保育園及び芝浦アイランドこども園についても、その適否を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

区立保育園の実施主体については、平成27年12月に「港区の今後の保育行政のあり方について」の中で考え方をまとめました。民営化の手法導入については、保育所型認定こども園である芝浦アイランドこども園の運営状況を踏まえ検討しています。

(9) 緊急暫定保育室の設置時期（開設期間）の見直しについて

ア 指摘等の内容

緊急暫定保育室について、今後の保育需要の動向に応じて、設置時期（開設期間）の延長や施設の新設の要否を検討する必要がある。一定の需要が相当程度長期にわたって存在すると想定されるのであれば、民間事業者に事業譲渡し、運営を任せることも考えられる。設置時期の延長等を検討する際には、運営の手法についても検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 27 年 12 月に「港区の今後の保育行政のあり方について」をまとめ、緊急暫定保育室の今後のあり方については、それぞれの保育室の状況に応じて、認可化・終了・継続の 3 つの類型の中で検討しています。

東麻布保育室は、平成 29 年 4 月認可保育園に移行し、指定管理者制度を導入しました。

(10) 緊急暫定保育室の公の施設としての位置付けについて

ア 指摘等の内容

保育需要の実態に応じて設置時期（開設期間）の延長を行う場合には、公の施設として位置付けることの要否を改めて検討することが望ましいものとする。

イ 講じた措置の概要

平成 27 年 12 月に「港区の今後の保育行政のあり方について」をまとめ、緊急暫定保育室の今後のあり方については、それぞれの保育室の状況に応じて、認可化・終了・継続の 3 つの類型の中で検討しています。

東麻布保育室は、平成 29 年 4 月認可保育園に移行し、指定管理者制度を導入しました。

(11) 既設保育園への指定管理者制度導入の検討について

ア 指摘等の内容

メリット及びデメリット（保育時間の長短や対応の柔軟性、保育士の経験年数やノウハウの蓄積度合、区のコスト比較、現在雇用している保育士の処遇、指定管理者への移行時における児童への影響等）を評価したうえで、将来的な区立保育園の実施主体のあり方を整理することが必要である。また、民営化も選択肢となるので、あわせて比較対象とすることが望ましいものとする。

イ 講じた措置の概要

平成 27 年 12 月にまとめた「港区の今後の保育行政のあり方について」の中で、区立認可保育園の役割などを整理しました。

既存の区立保育園については、区全体の保育の質向上を牽引していく役割を果たす必要があることから、当面は公設公営とし、今後の社会経済情勢の変化や保育需要の動向などを考慮して対応することとしました。

(12) 遊び場の現状を踏まえた対応について

ア 指摘等の内容

児童遊園とすることが適切と思われる遊び場もあることから、個々の遊び場の現状については、より詳細に把握した上で、対応を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

瑞聖寺前遊び場については、特別区道第 370 号の道路区域内に設置されており、区道としての機能を確保するため、平成 28 年 4 月に「港区遊び場対策本部（以下、対

策本部)」で廃止が決定し、同年5月廃止としました。また、浜松町二丁目遊び場については、浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業の中で資産として活用することが決定しているため、平成30年12月に対策本部で廃止が決定し、平成31年1月をもって廃止となりました。

その他の遊び場についても、平成30年11月に現地での実態調査を行い、現状把握及び関係課との情報共有を図りました。港南三丁目遊び場については、児童遊園に準ずる設備内容ですが、港区の所有地ではなく、東京都港湾局用地であり、開設期間についての保障がないため、遊び場としての位置づけとなっています。

(13) 緑地の取り扱いについて

ア 指摘等の内容

情報開示が充分になされていないことから、利用者に対する情報開示のあり方を見直す必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年4月に公園、児童遊園、緑地及び遊び場を地図上に記したパンフレット「港区の公園」を最新のものに更新して発行しました。

[平成25年度包括外部監査]

1 「国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 情報提供するための媒体及び手段にかかる基本的な方針の確立について

ア 指摘等の内容

港区として、多言語化した行政情報を提供するための媒体及び手段にかかる基本的な方針を確立した上で、ガイドラインに反映し、全庁的に周知を図ることが望ましいものと考ええる。

イ 講じた措置の内容

平成28年度に国際化に関する実態調査を行い、区が提供する情報が外国人の手元に確実に届く活用方法について調査・検討しました。平成29年度に「行政情報多言語化ガイドライン」を改訂し、調査結果を踏まえた上で行政情報多言語化についての媒体及び手段にかかる基本的な方針について、ガイドラインを修正及び追記し、庁内へ周知しました。

(2) ハングル及び中国語訳データベースの作成について

ア 指摘等の内容

ハングル及び中国語においては、現時点において、統一的な訳語のデータベースが作成されていない状況にある。ハングル及び中国語の訳語データベースを作成するとともに公開し、全庁的に、一定水準での統一を図ることが必要である。またガイドラインについて

も、併せて改定することが必要である。

イ 講じた措置の概要

平成 27 年度末にハングル及び中国語のデータベースを作成・公開しました。また、平成 29 年度に「行政情報多言語化ガイドライン」を改訂し、正確で統一のとれた翻訳を確保するための方策について追記し、庁内へ周知しました。

(3) 窓口通訳用のスマートフォンの利用実態の把握について

ア 指摘等の内容

芝地区総合支所の通訳者との間の三者間通話の実績件数と、各窓口における機械翻訳アプリケーションの利用実態を調査することにより、導入に伴う効果を検討する必要がある。窓口における外国語対応能力を全体として向上させるために、どのような方策が望ましいか、継続的に検討を進める上でも、今回導入した窓口通訳用スマートフォンの利用実態を把握し、その効果を分析する必要性があるものとする。

イ 講じた措置の概要

芝地区総合支所区民課及び各総合支所区民課に配置している窓口通訳用スマートフォンの利用実績がほとんどない実態を踏まえ、国際化・文化芸術担当にて各総合支所等に配備している通訳用タブレット端末を活用することとし、平成 30 年 11 月末をもって、全支所区民課に配置していた窓口通訳用スマートフォンを廃止しました。

(4) 人事評価への反映方法の検討について

ア 指摘等の内容

各職場における外国語の要求水準が設定され、その測定方法も制度化された際には、職員のインセンティブを高めるためにも、要求水準に照らした各職員の水準等について、人事評価に反映することを検討することが望ましいと考える。

イ 講じた措置の内容

平成 28 年 4 月 1 日の改正地方公務員法施行に伴い、区の人事評価制度では、職層ごとの「標準職務遂行能力」に対応した評価要素を用いており、各職場における外国語の要求水準が設定された場合には、職務遂行に必要な能力の一つである「知識・技術」の評価要素の中で、職務を行う上で発揮された語学能力を評価します。

(5) 外国人DV相談等の体制整備の必要性の検討について

ア 指摘等の内容

港区として、外国人の安全・安心につながる生活支援に力を入れていくのであれば、外国語によるDV相談などを実施し得る体制整備の必要性を検討することが望ましいものとする。

イ 講じた措置の概要

平成 29 年度から、DV 相談等の対応において、外国人相談者が施設の入退所や病院への

通院をする際、必要に応じて相談員と通訳者が同行し、外国語で対応できるように改善しました。

(6) 地区版防災マップの周知について

ア 指摘等の内容

情報を必要としている外国人が、外国語版の地区版防災マップを十分認知しているかどうかを確認するとともに、認知度が低いと判断した場合には、現在行っている周知の方法以外に、更なる認知度を高める方法も検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

「平成 28 年度 港区国際化に関する実態調査」(区に住民登録がある 20 歳以上の外国人対象)において、区に望む災害対策の回答の上位に避難場所の掲示や案内板の多言語表記、また緊急対応パンフレットの配布等が挙がっており地区版防災マップについて十分認知されていない状況を把握しました。

平成 29 年に改訂した地区版防災マップについては、既存の周知方法に加え「ミナトマンスリー」等で広報するとともに、国際化推進係と連携して新たに「大使館等実務者連携会議」や「外国人のための防災フェスティバル」でお知らせするなど、様々な機会を捉えて周知しました。また、多言語対応の防災アプリにもマップを掲載しており、より手軽に入手できるデータでの配信も行っています。

(7) 地球温暖化対策地域推進計画の外国人への周知・啓発について

ア 指摘等の内容

24 年度に改定した当該計画の概要版(英語版)を 300 部印刷しているが、関係機関への配布が終了した時点で 57% の在庫がある。施策の目的である周知の程度を図るために、今後、どの程度在庫があるかについて確認することが望まれる。国際化推進プランの一施策となっている以上、施策の有効性を判断しなければならない。英語版の配布をもって周知・啓発が図られたと考えるのか、配布の効果を事後的に検証する必要があるか、今後継続的に検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 29 年度に改定した当該計画の概要版(英語版)については、各関係機関等へ配布するとともに、必要に応じてその都度配布を行っています。平成 31 年度からは在庫管理を年 2 回程度行うことで在庫の部数を確認し、配布部数をもって周知や啓発が図られているものと考え、計画的な周知に活用します。

(8) 多言語による医療情報提供の周知徹底の必要性

ア 指摘等の内容

「平成 23 年度港区外国人意識調査」によると、少なくとも 5 人に 1 人の外国人が「医療機関についての情報が少ない」などと回答しており、これらの区の取り組みが外国人住民

に周知されておらず、サービスが十分に利用されていない可能性があることがわかる。区は提供するサービスの利用促進を図るために、例えば、英字広報誌やその他の多言語の刊行物を活用し、外国人住民に対し、今以上に区の取組みの周知徹底を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

医療機関に関する情報については、外国人住民のニーズにこたえるため、「みなと医療BOOK」の平成 26 年 1 月発行分から、英語対応可能医療機関を英語で掲載しています。また、窓口での対応を充実させるため、通訳用タブレット端末の導入検討を進め、平成 29 年度から保健予防課の窓口に配備し、迅速かつ的確な医療情報の提供が実現しました。

(9) 委託事業への転換について

ア 指摘等の内容

北青山コミュニティ施設の受付及び管理業務の運営は、交流協会が行っているが、交流協会の職員の勤務時間は、開設時間に合わせて、平日が午前 8 時 30 分から午後 8 時 15 分まで、土曜日が午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっている。平日の午後 5 時 15 分から午後 8 時 15 分の受付、土曜日の受付及び管理業務については、業務委託契約により運営されている。この委託業務の時間帯以外の時間帯においては、当該補助金により業務を実施していることになる。

同じ業務にもかかわらず、時間帯により業務形態が異なっていることから、現在の状況を整理し、あるべき管理方法を検討することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

国際交流協会の職員の勤務時間は、平日は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分で、土曜日、日曜日は週休日です。一方、北青山コミュニティ施設で一般に開放している国際交流スペースは、平日午前 9 時から午後 8 時、土曜日は午前 9 時から午後 5 時の時間帯で運営しています。このため、勤務時間外の部分である平日の午後 5 時 15 分から 8 時 15 分、土曜日の午前 9 時から午後 5 時 15 分については、国際交流スペース運営の業務委託契約を行い、事業を実施しています。

平日の勤務時間帯内については、「北青山コミュニティ施設における事業及び運営に関する覚書」をとりかわしており、その中でコミュニティ施設の一部利用貸出（国際交流スペースの貸出及び受付対応）などの管理事項について定めています。

国際交流スペースの運営については、上記のように整理し、問題のないことを確認しています。

(10) 外国語専用ラックの設置について

ア 指摘等の内容

外国語専用ラックに何を配置するかについての統一的な方針がないので、総合支所によって、国際化推進プランにおける「外国語専用ラックの設置」という施策に対して様々に対応されており、結果的に効率的な配置となっていない場合も見受けられた。よって、国

国際化推進プランを推進している国際化・文化芸術担当としては、集中配置をするという方針だけでなく、最も効率的・効果的な配置方法について、各総合支所にアドバイスすることが望ましいと思われる。

イ 講じた措置の概要

情報を確実に外国人に届けるためには、外国語専用ラックの設置および専用ラックの中の効率的・効果的な配置など印刷物等の適切な管理・活用が重要です。全庁的にも印刷物の電子化が求められており、紙媒体は縮小の方向です。年に一度の多言語に係る庁内調査により内容を把握したうえで、紙媒体のみの外国語印刷物についてホームページ掲載に向けた電子化を進めるなど、適切にアドバイスを行いました。

また、各総合支所の施設状況に応じ、効率的・効果的に配置するように依頼し、必要に応じてアドバイスを行いました。

(11) 総合支所での外国語の印刷物の管理について

ア 指摘等の内容

今後、総合支所ごとに外国語刊行物を総括的に管理する部署又は担当を決めた上で、当該部署又は担当によって外国語の印刷物を統一的に管理し、外国語印刷物の効率的・効果的な配布に資することも検討の余地があります。また、国際化推進プランの所管課である国際化・文化芸術担当の意向を総合支所に確実に伝えるという意味においても、当該部署の設定は必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

各総合支所では、様々な印刷物等の配布場所（ラック等）の管理は庁舎管理の一環として管理課が担っています。個々の外国語刊行物の管理については、該当する施策等を所管する支所内の各部署で行い、管理課と連携を図ることで統一的に近い管理を行っています。

外国人への効果的な情報提供については、国際化に関連する全ての部署が連携しながら課題を解決するため、各部から選出された委員で構成する「港区国際力強化推進委員会」及びその下部組織である部会で継続的に検討しています。また、平成29年度には前年度に実施した国際化に関する実態調査の結果を踏まえ、「行政情報多言語化ガイドライン」を改訂し、総合支所を含めた全庁で共有しました。

[平成26年度包括外部監査]

1 「防災、危機管理及び生活安全に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 定期棚卸の実施の必要性について

ア 指摘等の内容

備蓄物資の棚卸が実施されていない。年に一度は定期棚卸を実施し、備蓄物資を適正に管理する必要があると考える。

イ 講じた措置の概要

災害時における円滑な物資供給のためにも備蓄物資管理は、継続的に行われる必要があります。平成30年度からは、専門事業者のノウハウも取り入れながら計画的に一斉整理を行います。

(2) 特設公衆電話の設置について

ア 指摘等の内容

区民避難所56か所及び福祉避難所21か所への特設公衆電話の設置について、平成25年度に完了する予定であったが、区民避難所9か所、福祉避難所13か所、計22か所が未設置となっている。港区防災対策基本条例において区長は避難所における機器の整備等に努めなければならないとされているが、ここでいう機器は特設公衆電話に限定されたものではなく、いろいろな手段を組み合わせることが可能である。区は、何をもって避難所機能を強化していくか、施設の状況や費用対効果等を十分に調査した上で、計画的に事業に取り組む必要がある。

イ 講じた措置の概要

特設公衆電話については、施設の状況等を調査し、整備可能な施設から計画的に整備を進め、平成29年度をもって全避難所施設への設置が完了しました。

(3) 防災備蓄倉庫内の全体的な保管状況について

ア 指摘等の内容

防災備蓄倉庫内の全体的な保管状況について、整理整頓されておらず、備蓄物資を速やかに探すことができなかつたり、運び出すことが困難な状況であるものが多数あった。このような状況では災害時に対応が困難になるため、早急に整理する必要がある。

イ 講じた措置の概要

災害時における円滑な物資供給のためにも備蓄物資管理は、継続的に行われる必要があります。平成30年度からは、専門事業者のノウハウも取り入れながら計画的に一斉整理を行い、継続して備蓄倉庫の状態を適正に保つため、納品方法や倉庫増築も合わせて検討します。

(4) 期限切れ物資、劣化した物資、廃棄予定物資の廃棄について

ア 指摘等の内容

防災備蓄倉庫内に、保管環境、保管品質が好ましくない備蓄物資があった。これらは速やかに廃棄する必要がある。

イ 講じた概要

平成27年度に廃棄処分を実施できなかった備蓄倉庫について、平成30年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉整理を実施し、保管状況の好ましくない物品を処分しました。

(5) リストと現物の不一致について

ア 指摘等の内容

備蓄物資リストと現物の在庫数等が一致していない備蓄物資が多数あった。定期棚卸を実施するなどして、不一致を洗い出し、リストと現物を整合させる必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉整理を実施し、リストと現物を一致させました。

(6) リスト未掲載の現物について

ア 指摘等の内容

備蓄倉庫内に存在する現物に、備蓄物資リストに記載されていない備蓄物資があった。定期棚卸を実施するなどして、不一致を洗い出し、リストと現物を整合させる必要がある。防災課が把握していない備蓄物資については、一元管理を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉整理を実施し、リストと現物を一致させました。また、防災課が管理していない物資を保管している場合には、27 年度と同様に物資を管理する所管による保管場所の管理の周知を徹底します。

(7) 一斉整理の検討について

ア 指摘等の内容

保管状況の悪い防災備蓄倉庫が複数あったが、主な原因のひとつにスペースの狭さがある。専門業者に委託するなどして、一斉整理を検討するなど、早急に対応を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉棚卸しを実施し、一部倉庫については、倉庫整理を実施しました。

(8) 地域防災計画修正：災害時要援護者対策の着実な実施について

ア 指摘等の内容

区では「災害時要援護者登録事業実施要綱」により手上げ方式による登録制度を設けている。しかしこのデータはエクセルに入力されており、取扱データ量やデータベースとしての機能から見て十分な管理・活用が可能とはいえない。災害対策基本法改正の趣旨を踏まえ、避難行動要支援者名簿を早急に整備すべきである。

イ 講じた措置の概要

区では、平成 25 年度に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、平成 28 年度に港区地域災害情報システムを改修し避難行動要支援者名簿を整備するとともに、平時における避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を管理し、

災害時の安否確認結果を登録する機能を新たに整備しました。

(9) 地域防災協議会育成・支援：地域防災協議会の結成届について

ア 指摘等の内容

芝浦港南地区の地域防災協議会について、結成届を確認したところ、1団体について、芝浦港南地区総合支所及び団体結成当時の所管課である防災課のいずれにも保管されていなかった。地域防災協議会は任意団体であり、法人登記等を行っていないことから、当該団体の存在を証拠立てる書類としても重要である。結成届について適切に保管し、いつでも参照できるようにしておくことが必要である。また、防災活動事業助成金申請書と結成届の団体名称が異なる団体があった。小さな変更であっても変更届を適切に徴収・保管しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成29年12月6日に実施した各地区総合支所協働推進係長及び防災担当者が出席する防災担当者会にて、結成届や変更届等の届出書の処理、保管状況等の聴取を行い、各支所での決裁及び防災課への送付方法が統一されていなかったため各支所と協議の結果、各支所にて電子決裁のうえ電子施行で防災課へ送付することに決定し、今後の再発防止のため結成届や変更届等の届出書の処理、保管の周知徹底を図りました。

また、支所から防災課に送付する文書や施行の方法などを一覧表にし、平成30年1月12日に各支所へ配布しました。

(10) 防災士資格取得助成について

ア 指摘等の内容

防災士資格取得助成制度については、開始初年度の平成23年度57件をピークとして、その後2年はその半数以下にとどまっている。現行制度の対象者は防災住民組織等に所属し、その団体の長の推薦を受けたものであることから、一定程度がすでに取得したものと推察される。地域防災活動が実践できる区民を育成する目的で防災士制度を活用するのであれば、これらの団体に限らず、対象範囲の拡大を検討する余地がある。

イ 講じた措置の概要

平成29年度からは防災士養成講座として対象を団体に所属していない在住者に拡大して実施するとともに、区内の地域防災活動に協力している団体に所属する在勤・在学者にも対象を拡大しました。

(11) 防犯カメラ設置に係る実績報告書の提出遅延について

ア 指摘等の内容

芝浦港南地区総合支所が品川駅港南口町会に対して「安全安心まちづくり補助金交付要綱」に基づき防犯カメラ等整備費補助金を交付した。本件の平成25年10月29日付実績報告書によると、防犯カメラ設置の竣工日は平成25年9月20日であり、実績報告書の報告

日が整備完了から起算して 40 日を経過している。補助金交付要綱には 21 日以内に報告書を提出するものと規定しており、これに違反している。所管課は要綱に基づく事務手続をとるべきであり、申請者にも要綱の遵守を指導しなければならない。

イ 講じた措置の概要

平成 26 年度以降、「港区安全安心まちづくり補助金交付要綱」の内容を再度確認し、補助金交付の正確な事務手続を徹底したうえで、正確な引継ぎを実施しています。また、平成 28 年度に改革・創造型思考力向上研修の取組で作成した『事務事業実施心得』に基づき、平成 29 年度には『業務進行管理表』を作成し、報告書の提出期限の把握を徹底するなど、事務適正化に向けた改善を実施しました。

[平成 27 年度包括外部監査]

1 「スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 幅広い交流を目指して

ア さわやか体育祭の参加者アンケートによると、参加者の属性に大きな偏りがあることがわかる。さわやか体育祭は地域間交流や世代間交流を目的に含めていることから、区は参加者の偏りになるべくなくし、多くの高齢者が参加できるように工夫する必要がある。また総合支所が持ち回りで実施していることから、地域ごとのいきいきプラザにおいてミニ体育祭等のイベントを開催したり、さわやか体育祭の開催時期を検討するほか、多くの参加者により身近に参加してもらうにはどうすればよいかを考えるための準備期間を設けるなども検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 29 年度のさわやか体育祭の区民周知については、従来のポスター、広報、ホームページによる周知だけでなく、新たに、ちいばすでの車内広告やデジタルサイネージを活用し、普段いきいきプラザを利用する機会がない高齢者への PR を強化しました。また、これまで参加比率が少なかった男性向けポスターを作成、さらに紹介キャンペーンを実施して新規の参加者を募るなどの工夫をしました。その結果、平成 29 年度は男性参加者は前年比 30 人（111%）増、全体の参加者は 112 人（33.5%）増となりました。

また、平成 29 年度から、開催時期を 5 月から 7 月に 2 か月間ずらし準備期間を十分に確保し、実行委員会の開催回数を増やす等、アイデア出しを含め入念な準備を行いました。この体育祭開催のノウハウの継承については、引継書を有効に活用し、翌年度の担当地区に確実な引継ぎを行います。

(2) 事業の有効性について

ア 指摘等の内容

スポーツ振興計画において、スポーツは目的を持って意識的に行う身体活動の全てと捉

えており、親子ふれあい広場における身体活動は、副次的にスポーツ振興に寄与すると考えられる。所管課にはこの事業をさらに充実させ、親子の健康増進や体力向上を図り、スポーツ振興計画に寄与するプログラムを実施することが求められる。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から、「のんきヨガ」は年9回から12回、「親子ヨガ」は年10回から12回と、実施回数を増やしました。また、平成27年度は試行実施としていた「抱っこdeウォーキング」を平成28年度から本格実施（年3～4回開催）とするなど、親子で参加できる講座として、身体活動ができるものを積極的に取り入れました。

(3) イベント活動の総括について

ア 指摘等の内容

本事業について、区はアンケートなどは徴収しておらず、イベントの総括については、イベント運営にかかる委託業務を行った事業者が提出した実施報告書があるのみである。本事業は平成26年度で廃止ということであるが、着ぐるみは平成27年度以降も活用される予定である。実質的に考えて継続される部分があるのであれば、今後に生かされる情報や経験を収集すべくアンケートを実施する等、今後の事業の展開を意義あるものにするよう努めるべきである。

イ 講じた措置の概要

赤坂親善大使の着ぐるみの活動は平成27年度以降も継続しています。効果の検証については、地区版計画書に引続き計上して事業の状況について、区民参画組織からの意見聴取の機会や、着ぐるみが出演した事業での来場者の反応の確認等情報収集しています。また、区主催の事業で着ぐるみを活用する際はアンケートの項目に加えて意見を聴取しています。

(4) 協議会の不開催について

ア 指摘等の内容

放課GO→クラブさんこう、放課GO→クラブしんのうにおいて、平成26年度は協議会が開催されなかった。要綱に準拠して協議会を開催したうえで、事業の運営に関する事項は今後関係者で別途協議していくなどとし、その旨を会議録として残すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成26年度当時、放課GO→クラブさんこう、放課GO→クラブしんのうの協議会を開催することが、困難な状況でした。平成27年度、白金の丘小学校が開校し、同時に、放課GO→クラブしろかねのおかが開設され、それ以降、放課GO→クラブしろかねのおか協議会を毎年度開催しています。今後、協議会開催が困難な場合、事業の運営に関する事項については関係者の意見を郵便等の手段で集約し、記録に残るように調整します。

(5) みなと区民まつり（公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成）実行委員会の運営について

ア 指摘等の内容

キスポーツ財団におけるまつりの運営では、区の補助金を原資とする資金が実行委員会に支出され、実行委員会では、その資金の一部がまつりの各部会の事業費として支出されている。そのうち子どもの広場部会では、さらにその一部が所属団体の事業費補助として支出されている。このように区の補助金を財源とする資金が4段階の事業費補助を繰り返しており、最終的な資金の使途が当初の補助金の支出目的に整合したものかを確認することが困難になる。区の所管課はその状況につき、定期的に報告を受け、必要に応じて直接検査等の方法により監督する仕組みを構築することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から、産業・地域振興支援部長に加えて地域振興課長も実行委員会役員会に同席し運営状況を把握しています。また、補助金の使途については、11月の中間監査、4月の決算・予算時に報告を受け確認するようにしており、平成30年度は、11月15日に中間監査を実施し、平成31年4月4日に決算・予算報告を行う予定です。

また、子どもの広場部会の補助については、平成28年度から3年間の猶予期間を設け、平成30年度の補助をもって終了しました。

(6) 商店街・地方都市関係強化事業の文化芸術振興プランでの位置づけについて

ア 指摘等の内容

商店街と地方都市との交流物産展は文化芸術振興プランに国際交流を通じた地域コミュニティの活性化・商店街の新たな魅力づくり事業として位置付けられている。ここにいう国際交流とは区民と外国人住民を対象とするものである。これに対して商店街と地方都市との交流物産展は区内の商店街と地方都市のマッチングを支援することにより商店街の活性化を企図するものであり、直接的に国際文化交流を促進するものとは考えづらい。所管課は本事業の文化芸術振興プランでの位置づけについて再考する必要がある。

イ 講じた措置の概要

本事業について、新たな文化芸術振興プラン（平成30年度～平成35年度）には掲載せず、産業振興プラン（平成30年度～平成32年度）及び観光振興ビジョン（平成30年度～平成35年度）に掲載することで、位置づけを整理しました。

※産業振興プラン：関係団体等との連携強化（全国交流物産展の開催）

※観光振興ビジョン：全国各地域と連携した観光振興（商店街と全国各地域との交流物産展の開催）

(7) 東京国際映画祭（公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成）の契約締結について

ア 指摘等の内容

みなと委員会では物品の購入や業務委託について、仕様書を提示し、発注先 1 者から見積書を徴収するのみで実施し、契約締結や契約書の取り交わしは行っていない。契約そのものは書面がなくとも成立するが、契約の締結と契約書の作成がなければ、取引の各種条件を客観的に確認し、証明する手段がないといえる。また、発注段階でみなと委員会が意思決定に関与せず、支出命令書の承認段階ではじめて事実を把握する事態も想定されるため、十分な管理や統制の仕組みが構築されているとはいえない。補助金を財源とする当該事業については、契約に係る事項の諸手続きや所掌事項をみなと委員会の規約等に規定し、十分な管理や統制のもとに効果的・効率的な事業運営が可能となるような改善を図り、それらに従った手続の実施を財団に要請すべきである。

イ 講じた措置の概要

物品の購入や業務委託について、取引の各種条件を客観的に確認・証明できるようにするため、契約書の取り交わしを行うよう財団に要請し、平成 29 年 12 月に改善内容を確認しました。

(8) 街路灯フラッグ（バナー）の発注について

ア 指摘等の内容

六本木商店街振興組合フラッグについて、見積書及び請求書をフラッグの制作者からではなく、六本木商店街振興組合から入手している。振興組合はフラッグを製作する業者に再発注しているものと推察されるが、保管されている書類では発注先は判明しない。物品の発注については業者との直接取引が原則であり、仮に代理店経由等であっても物品の供給元が不明な取引は行うべきではない。取引の透明性を確保するために、フラッグ製作者と直接取引ができるよう、改善を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

フラッグの本体の作成と設置については、フラッグのポールを有している六本木商店街振興組合より発注を受けた振興組合の指定業者が担当しています。東京国際映画祭の公式ロゴや映画祭上映作品のデータ及び「六本木商店街振興組合」の名称等については、振興組合に加盟する店舗が作業しています。また、発注からデータ入稿、設置、撤去までを六本木商店街振興組合が取りまとめています。見積書には再発注先の名称及び内訳を詳細に記載するよう財団に要請し、平成 29 年 12 月に改善内容を確認しました。

(9) アンコール上映会について

ア 指摘等の内容

アンコール上映会は当初計画では予定されていない事業であった。みなと委員会の規約には、事業計画及び予算の変更や契約に関する手続が規定されていない。みなと委員会の

規約改正を行うとともに、本件のような重要な事業計画及び予算の変更を行おうとする場合などは、みなと委員会において十分に審議するとともに、適切な形で審議の事跡を残しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

当初計画になかった事業を実施する場合は、みなと委員会を臨時に招集し、審議をしたうえで実施するよう、みなと委員会の規約改正を行うよう要請し、平成 29 年 3 月のみなと委員会にて規約改正し、4 月から運用されています。

[平成 28 年度包括外部監査]

1 「交通体系の整備に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 港区交通安全運動のつどいへの参加機会について

ア 指摘等の内容

「港区交通安全のつどい」の開催に伴い、参加者を募るポスターが基本的に警察署内に掲載されていたため、参加者は協会の会員、関係者等に毎年ほぼ限定されている。そのため区は、ポスターの掲載場所、区民への周知方法等を再検討することにより、区民一人一人に参加の機会が平等に提供されるように努めるべきである。

イ 講じた措置の概要

平成 29 年の「港区交通安全のつどい」は、7 月 21 日号の広報みなとで周知したほか、赤坂地区管内のいきいきプラザ、介護予防総合センター（ラクっちゃ）にチラシを設置しました。

(2) 交通安全協会への補助金の使途確認について

ア 指摘等の内容

区は交通安全協会に補助金を交付しており、その補助金にかかる経費の配分表を各協会から提出を受けているが、経費内訳には明細がなく、協会がどのように支出したのかを確認することはできない。そこで区は配分表の形式を変更する等して、補助金が適切に使用されているか厳密に確認を行っていくべきである。

イ 講じた措置の概要

区では、補助金の使途を明確にするため、平成 28 年度から各交通安全協会に対し領収書の提出を求めて、補助金の使途を確認するようにしました。

(3) 予算執行の内容について

ア 指摘等の内容

平成 27 年度の予算策定資料の内容と、実際に執行された事業の内容は予算策定時の積立内容とは全く関係ないものであった。予算策定時と状況が変わることはあり得ることで

はあるが、土地の確保などの予算執行上の重要な要素には、予め目途を付けた上で予算化を考えるべきである。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度の予算要求においては、予算執行上の重要な要素について実現可能性を十分に精査しました。今後は、次年度の要求までに実施計画を確定し、正確な予算要求を行います。

(4) 再委託の承諾書について

ア 指摘等の内容

「再委託承諾書」により再委託が承認されていない業務があった。指定管理者から提出された再委託申請書に記載がなかったことが原因と考えられるが、区は再委託業務について、「再委託承諾書」に漏れがないように承認する必要がある。

イ 講じた措置の概要

再委託の申請について、平成 29 年 1 月に指導し、平成 29 年 3 月に申請を受け、承認しました。今後も、再委託の手続について徹底します。

(5) 区指定の経費区分による報告について

ア 指摘等の内容

区は「指定管理者制度の運用改善について」の文書に基づいて指定管理料の清算を行うこととしているが、業務実績報告書の支出については、この経費区分に従っておらず指定管理者独自の区分により作成されていた。清算に不都合はなかったものの、事業計画の執行状況を明確にするためにも、区指定の経費区分により報告するよう指定管理者に指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

業務実績報告書の支出について、区指定の経費区分で報告するように平成 29 年 1 月に指導し、平成 29 年度分からは是正された経費区分で報告書の提出を受けています。

(6) 履行確認の徹底について

ア 指摘等の内容

指定管理業務の履行確認は、年度終了時に提出される業務実績報告書の内容を事業計画書及び根拠資料により確認することとしているが、根拠資料の提出を求めていなかった。今後は、根拠資料の提出を求め、履行確認を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 29 年度分報告からは根拠資料の提出を求め、提出を受け、履行確認をしています。

(7) 自主事業の収支報告について

ア 指摘等の内容

品川駅港南口公共駐車場においては、自動販売機設置とカーシェアリング事業の二つの自主事業を実施している。自主事業については月次収支報告が求められているが、自主事業のうちカーシェアリング事業にかかる月次の収支報告がなされていない。そのため区は、自主事業（カーシェアリング事業）の収支報告を行わせる必要がある。

イ 講じた措置の概要

カーシェアリング事業の月次報告書提出について、指定管理者には平成 28 年 12 月に指導し、平成 29 年 3 月分から提出を受けています。

(8) 月次の報告収支について

ア 指摘等の内容

基本協定書において月次の事業実績報告が求められているが、本業務の収支状況については、収入の報告はあるものの支出の報告がなされていない。区は基本協定書の規定に従い、本業務の月次の収支状況報告を行わせる必要がある。

イ 講じた措置の概要

月次実績報告について、収入だけではなく支出についてもあわせて報告するよう平成 28 年 12 月に指導し、平成 29 年 3 月分から提出を受けています。

(9) 利用料金の柔軟な見直しについて

ア 指摘等の内容

品川駅港南口公共駐車場は満車が常態化しており、路上に駐車待ちの列ができることもある。区民の安全で快適な生活環境を確保するという公共駐車場の設置目的から見ても、解消すべき状況である。そのために、駐車スペースの回転率を上げることや、最大料金を見直す余地があると言える。

イ 講じた措置の概要

当該駐車場の利用状況については、意見をいただいた後、周辺環境の変化により満車状態が緩和され、駐車待ちが発生する状況は脱しています。現在、最大料金等の利用料金の見直しを判断する状況にないと判断できますが、今後も状況を注視していきます。

(10) 収入報告の整合性確認の証跡について

ア 指摘等の内容

区は月次の報告を受けているが、証跡が残されていない期間があり、区が整合性を確認したことを確かめることはできなかった。今後はそのチェックマークを付した書類そのものを決裁に回した後に消すことのないように収入報告の整合性を確認したことの証跡として残す必要がある。

イ 講じた措置の概要

収入報告については、平成 28 年 12 月から意見内容のとおり書類に証跡を残すようにし、整合性確認を改善しました。

(11) 修繕計画の未作成について

ア 指摘等の内容

仕様書では、指定管理者が修繕計画を策定し、区へ報告しなければならないと規定されているが、修繕計画は策定されておらず、区へ報告されていない。そのため区は、指定管理者に対し、仕様書に従い修繕計画を策定するよう指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

指定管理者に対し平成 29 年 1 月に修繕計画の策定を指導し、平成 29 年 3 月に提出を受けました。

(12) 再委託の未承諾について

ア 指摘等の内容

原則として指定管理業務の再委託は禁止されているが、事前に区の承諾を受けた場合には再委託することができる。麻布十番公共駐車場においては再委託が承諾されているが、その中でも再委託の承諾を受けていない業務について再委託がなされていた。区は指定管理者に対し、再委託の承認を申請するよう指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

指定管理者に対し平成 29 年 1 月に再委託の申請を指導し、平成 29 年 3 月に申請を受け、適切な審査のもとに承認しました。

(13) 再々委託について

ア 指摘等の内容

定期保守は三菱重工メカトロシステムズ(株)に、緊急保守は石田エンジニアリング(株)に再委託が承諾されているが、定期保守は石田エンジニアリング(株)により実施されていた。これは承諾した内容に従っていない状況となっているため、区は指定管理者に対し、再委託が適切に行われるよう指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

指定管理者に対し平成 29 年 1 月に再々委託の申請を指導し、平成 29 年 3 月に申請を受け、適切な審査のもとに承認しました。

(14) 月次の収支報告について

ア 指摘等の内容

月次の事業実績報告が求められているが、本業務の収支状況については収入の報告はあるものの支出の報告がなされていない。そのため区は本業務の月次の収支状況報告を行わ

せる必要がある。

イ 講じた措置の概要

指定管理者に対し平成 29 年 1 月に支出報告の提出を指導し、平成 29 年 2 月から月次の収支状況報告をさせています。

(15) 収入報告の整合性確認の証跡について

ア 指摘等の内容

区は月次の収支報告を受けているが、その証跡が残されていない期間があった。収入は計上漏れ等がないように慎重に確認する必要があるとともに、今後は収入報告の金額が確認できたものにチェックマークを付した書類そのものを決裁に回し、収入報告の整合性を確認したことの証跡として残す必要がある。

イ 講じた措置の概要

収入報告については、平成 28 年 12 月から意見内容のとおり書類に証跡を残し、整合性確認を改善しました。

(16) 車両の処分について

ア 指摘等の内容

バス車両の処分について、フジエクスプレスから申請書が提出されているが売却理由と売却先が記載されているのみで、車体の消耗の状態や売却予定価額が具体的に判明する書類は添付されていない。処分の承認にあたっては、売却予定価格はもとより、処分に至る具体的な状況を考慮する必要があり、判断根拠となる情報は極力文書として入手する必要がある。

イ 講じた措置の概要

申請書に走行距離数や消耗状況、売却する場合には予定価格等の記載をするように平成 29 年 4 月に改めました。また、平成 29 年 6 月に売却先との売買契約書の写しの提出を受けました。

(17) 工事費の分担について

ア 指摘等の内容

現行の覚書と協定書において、バス停設置に伴う付帯工事については一見して区とフジエクスプレスとのいずれかが担当するべきかが相反する規定内容となっている。将来的に誤解が生じる可能性があり、覚書、協定書双方で齟齬がないような規定に改めることが望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度からの新しい覚書及び協定書には齟齬が無いよう、内容を修正しました。覚書の第 5 条 にお互いの分担を明記し、協定書においては付帯工事について区が実施することを明確にするために削除しました。

(18) 地域公共交通会議部会の開催形態について

ア 指摘等の内容

交通会議作業部会は交通会議と同時に開催されており、各路線別ではなく5路線の委員が一同に会した形で開催されている。このような開催形態はそれぞれの設置要綱で想定されているものとは言い難い。やむなくこのような開催形態になるのであれば、各部会の設置要綱で他部会との同時開催等を規定することが必要である。

イ 講じた措置の概要

地域公共交通会議作業部会は、必要に応じて地域公共交通会議と同時に開催できるよう平成29年4月に「港区地域公共交通会議作業部会設置要領」を改正しました。

(19) 地域公共交通会議議事録等の公表について

ア 指摘等の内容

地域公共交通会議の議事録がホームページにおいて公開されていなかった時期があった。所管課の説明によると、その回は資料の分量が多く、公開が遅れていたとのことで現在は公開されているが、議事録および資料は会議後速やかに公表し、閲覧に供するべきである。

イ 講じた措置の概要

意見をいただいた第15回分を公開して以降は、速やかに公開しています。

(20) コミュニティバス等福祉事業の利用者確認について

ア 指摘等の内容

協定書には、区が定期的に乗車券及び手帳利用者を調査し、利用人数を確認することとしているが、担当者がバスに乗車して行う実地確認の時期が平成27年度においては一部年度末に集中していた。特定の時期に偏って実施することは調査の目的に叶っているとは言い難く、利用者の確認の実施時期について見直しを図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から、年内に調査を分散し完了するよう改善しました。

(21) コミュニティバス等福祉事業の本人以外の申請について

ア 指摘等の内容

コミュニティバス乗車券発行における対象者本人以外の申請について助成要綱等の明文規定はなく、各総合支所がそれぞれの運用において身分証明書等の提示を要請している。本人以外の申請の可否及び必要書類については、窓口となる各総合支所で対応が異なることがないように運用方針を統一することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

本人以外の申請の可否及び必要書類については、窓口となる各総合支所で対応が異なることがないように「コミュニティバス乗車券交付の代理人手続について」のマニュアルを平成29年2月に作成し、平成29年4月から運用方針を統一しました。

(22) コミュニティバス等福祉事業のコミュニティバス乗車券発行申請書について

ア 指摘等の内容

乗車券の発行申請書は高齢者とそれ以外の２種類の様式があり、本人以外による申請の場合の共通の項目についても設定内容が統一されていないことは問題である。具体的な確認書類、本人以外の申請の有無、共通の手続きに係る部分の様式の設定は統一することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

「代理人住所氏名」「確認書類欄」「旧券回収の有無」欄につきましては、設定内容を統一できるよう平成 29 年 4 月から実施要綱を変更しました。

(23) 乗車券発行業務及びデータ入力業務委託について

ア 指摘等の内容

乗車券発行業務及びデータ入力業務を港区シルバー人材センターに委託しているが、その業務委託料は総額のみが記載され、所要人員や業務日数あるいは時間については明らかではなく、契約開始当初の見積もりの前提等は不明とのことである。民間企業への委託と同様のコスト計算に馴染まない面があるものの、見積もりの前提となる所要日数、派遣人員については最低限把握すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度から、「乗車券発行業務」と「データ入力業務」に分けた委託契約としました。

「乗車券発行業務」については、所要日数及び費用の内訳を明確にするとともに、「データ入力業務」については、単価契約とし実績払いに変更しました。

(24) 収支率の年次推移について

ア 指摘等の内容

収支率は事業の評価指標として重要であるが、集計範囲の変更や数値の誤りにより不適正な取扱いがなされていた。各年度を比較すると、次のような不整合が見られる。①平成 24 年度から 26 年度までと平成 27 年度まで集計範囲が異なっている。②第 1 期報告書の 24 年度見込みが、第 2 期報告書と第 3 期報告書において 24 年度実績となっている。③第 4 期報告書の 24 年度実績が第 3 期までの報告書の数値と一致していない。④第 4 期報告書の 25 年度実績が第 3 期報告書の数値と一致していない。

平成 28 年度の収支率は、集計範囲と計算方法を明確にした上で正確に計算したものでなければならない。

イ 講じた措置の概要

平成 26 年度までと平成 27 年度の収支報告書での違いは、項目名称の表記の違いであり、集計方法や集計対象範囲は同一であることを運行事業者を確認済みです。平成 28 年度の収支報告書には、各項目のうち平成 26 年度までと平成 27 年度で名称表記が異なっている項目

について、断り書きで実質同一の数値であることが分かるように明記するよう運行事業者
に依頼し、是正を確認したうえで報告書を受理しました。平成 29 年度以降についても同様
の扱いとします。

(25) 収支率の算出方法について

ア 指摘等の内容

収支率の計算・集計方法により複数のデータが存在することはやむをえないが計算の前
提・集計方法を明示すべきである。また、報告書を作成する委託先はバス運行事業者から
入手したデータを報告書に記載しているが、協議会で提示された数値と異なる数値が報告
書に記載してしまったと推定されるため、報告書を作成する委託先とバス運行事業者とが
連携を十分にとるように指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 29 年度からは、毎月 15 日頃に、区と、委託先、運行事業者の三者で定例会を開催
し、その場で実績報告や数値等を全者で情報共有を図っています。

(26) ポートの設置場所について

ア 指摘等の内容

自転車シェアリングは平成 27 年度までに成果は拡大しており、利用者数、利用回数と
もに大きく伸びている。広尾駅では広尾駅自転車駐車場が開設されたため、今後放置自転
車の減少が期待されている。そこで、次のポートの設置場所の候補として外苑前駅周辺が
考えられ、所管課での早期の設置が望まれる。

イ 講じた措置の概要

区では区内全域にわたり 170 か所のポート設置を進めています。特に高輪地区総合支所
管内や外苑前を含めた青山地区にはポートが少なく、今後重点的にポートを設置すべき地
区として、引き続きポート設置を進めていきます。

[平成 29 年度包括外部監査]

1 「観光振興に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 港区観光振興連携会議の位置づけについて

ア 指摘等の内容

区と港区観光協会が開催している港区観光振興連携会議は、区の観光施策に関する相互
協力や連携についての議論を行う場として重要な役割を担うものであるため、その位置づ
けを明確にする必要がある。

イ 講じた措置の概要

第 3 次港区観光振興ビジョン（平成 30 年度～平成 35 年度）において、「港区観光振興

連携会議」を、港区観光協会、港区商店街連合会、東京商工会議所港支部等と港区の観光振興に関する意見交換及び情報交換を行う場として位置づけ、連携を強化する旨明記しました。

(2) 観光振興連携会議打ち合わせ記録の作成について

ア 指摘等の内容

港区観光振興連携会議では、区の観光振興に関する役割のあり方など、今後の観光施策・事業展開にとって有用な議論がなされているため、議論した内容を有効に活用できるよう、打合せ記録を作成する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成29年4月の平成29年度第1回会議から、毎回打合せ記録を作成し、共有するなど改善を図っています。

(3) 観光情報提供用メールマガジンの登録状況の改善について

ア 指摘等の内容

観光情報提供用メールマガジン（港区メルマガ）の登録者数が伸び悩んでいるが、アクセス方法にもその一因があると思われるため、アクセスがより容易になるよう方法を検討し、登録者数が増加するような方策を講じる必要がある。

イ 講じた措置の概要

これまでは、中小企業向けのサイトとして定着している「MINATOあらかると」内での登録画面公開を中心に、メールマガジン登録を呼びかけていました。登録者数の増加を促すため、区ホームページ上での情報掲載に加え、平成30年度末にリニューアルする港区観光協会ホームページ内にメールマガジンへの登録導入画面を表示し、より観光客の目に留まるよう改善を図ります。

(4) 港区メルマガの配信内容について

ア 指摘等の内容

港区メルマガの情報量が多く、読み飛ばされるなど、有用な情報が十分に伝わらない可能性も高まると思われるため、ボリューム（字数）のあり方など配信内容を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年4月のメルマガから、記事のボリュームを減らすとともに、情報量に合わせ適度に写真を挿入するなど、文字と画像のバランスに配慮した読みやすいメールマガジンへと構成を工夫することで改善を図りました。

(5) ワールドプロモーションの効果検証について

ア 指摘等の内容

「港区ワールドプロモーション映像」をより効果的なプロモーション素材として活用できるよう、視聴人数などの目標値を設定し、効果を検証し、改善を繰り返していくことで、根拠をもって継続できるプロモーションを進めていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

第3次港区観光振興ビジョン（平成30年度～平成35年度）において、港区ワールドプロモーション映像の発信に関する活動指標として YouTube 動画視聴回数を年度ごとに設定しています。また、「港区ワールドプロモーション映像発信業務委託」では、配信を行う国ごとに時期や活用する配信媒体等、より詳細な視聴ターゲット層や目標視聴回数を設定するとともに、その都度それぞれのターゲットや期間ごとの効果検証を踏まえ、映像プロモーションを最も効果的に展開できるよう平成30年度に改善を行いました。

(6) フェアのあり方の検討について

ア 指摘等の内容

フェアは、港区内の伝統工芸やものづくり産業の紹介にとどまっている状況にあるため、伝統工芸やものづくり産業の技術を観光資源として捉えてもらい、観光による産業の発掘・振興に結びつくよう、フェアのあり方を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年11月9日、10日に「第7回港区ものづくり・商業観光フェア」を開催しました。港区の匠の技術、商店街や観光資源などの魅力を展示、実演及び体験を通して発信することで、区内のものづくり、商業及び観光の振興と地域の活性化を図ることを目的としたイベントとして展開しました。

(7) 「とっておきの港区」の回収冊数の把握について

ア 指摘等の内容

シティプロモーションツール「とっておきの港区」は、新号発刊の際に旧号を回収しているが、回収冊数が把握されておらず、観光客が持ち出した冊数や廃棄冊数も把握できないため、適切に回収冊数を把握する必要がある。

イ 講じた措置の概要

2017年冬号分から（平成30年3月から）ホテルに残数の回答または回収を依頼するようになりました。

(8) 「とっておきの港区」の持ち出し促進について

ア 指摘等の内容

「とっておきの港区」は、宿泊者が実際に手に取り、区内を周遊することで、区の魅力

を感じてもらうことが重要であるため、「Take Free」の文字を明瞭にするなど、持ち出し活用してもらえる方法を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

「とっておきの港区 2018 夏号」より、表紙の「Take Free」の表記を大きくしました。その結果、「Take Free」の表記が小さかったときよりもホテルへの補充数が増加しました。

(9) 「とっておきの港区」の有効活用について

ア 指摘等の内容

「とっておきの港区」は多数の残部が出ているため、ターゲットを区内のホテル宿泊者のみに限定する必要性はなく、国際交流イベントなど、区の魅力を国内外に発信できる場を利用して、有効活用する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度からホテル客室への配置の他、世界最大級の旅の祭典「ツーリズム EXPO ジャパン」への港区ブース出展時、区内の民泊事業者への配布、MINATO シティプロモーションクルー認定事業者への配布、「いわき市在京・地元各界交流の夕べ」港区ブースでの配布など活用の幅を広げ、今まで以上に国内外から訪れる来街者へ区の魅力を発信することとしました。

(10) 修了要件の見直しについて

ア 指摘等の内容

港区観光ボランティアガイド育成講座については、座学講座だけでなく、実践的な講座（受講生自らが考えたコースを実際に巡るモニターツアーなど）への参加を修了要件とすることも検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度のボランティアガイド育成講座より、受講生自らが考えたコースを実際に巡るモニターツアーなどの実践的な講座の参加を必須として、修了者を決定しました。

(11) 受講者選定方法の見直しについて

ア 指摘等の内容

観光ボランティアガイド育成講座の受講者を抽選で決定しているが、未修了者が生じていることを考慮すると、受講希望者とのミスマッチを解消するため、面談を実施するなどの選定方法を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

ボランティア育成講座については、平成 30 年度から抽選ではなく、書類選考として応募者に志望理由や設問項目を記載いただいた申込用紙から判断しています。申込用紙内に設問項目を含めているため、面談の代替手段になっています。

(12) 大使館等周遊スタンプラリーと商店街ワールドカードラリーとの連携について

ア 指摘等の内容

商店街ワールドカードの各店舗への配布実績を把握するとともに、各店舗にアンケートを実施するなどして、用意すべき枚数等を検討し、商店街ワールドカードラリーを効果的に実施する必要がある。

イ 講じた措置の概要

大使館等周遊スタンプラリーと商店街ワールドカードラリー両方の連携を図るため、平成 30 年度はワールドフェスティバルパスポートを増刷し、カードラリー参加店舗にもパスポートを配布することで、限定されていた配布場所も広範囲となり、またカードラリーへの参加も促す取組を行いました。

また、スタンプラリーで集めたスタンプ数とカードラリーで集めたカード数を合わせて抽選会に参加できるよう仕組みを改善しました。

(13) 商店街ワールドカードラリーに関する店舗への情報伝達の徹底について

ア 指摘等の内容

一部の店舗で詳細が伝えられないまま参画になっていた事例があったが、商店街が一体となって商店街ワールドカードラリーを盛り上げていけるよう、イベント内容等に関する情報伝達を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度は参加店舗のエントリーシートに事業説明の要否について項目を追加し、説明が必要な店舗には担当者が直接店舗に伺うなど説明を行いました。また、参加店舗を増やすため、職員が実際に商店街店舗へ足を運び、事業説明と参加をお願いしたところ、平成 29 年度と比較して、前回不参加だった店舗から新たに 23 店舗増やすことができました。

(14) 全国交流物産展の参加者へのアンケートの実施について

ア 指摘等の内容

毎年開催している「全国交流物産展 in 新橋」の運営方法等を改善し、レベルアップを図るため、実施結果の評価にあたっては、物産展来場者と地方都市等の参加団体の両者に対して、アンケートを実施する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度から従来のアンケートの対象者に来場者を加えて実施し、多くのご意見をいただきました。アンケートで集約した意見は、次年度以降の開催内容に適宜反映します。

(15) 事業の波及効果について

ア 指摘等の内容

にぎわい創出のため「芝の名店 探訪マップ」を作成したが、引き続き、新虎通り周辺の老舗とともに新たな歴史を刻んでいく店舗の育成について、また経済活動支援の側面を含めた地域の活性化について、取り組んでいく必要がある。

イ 講じた措置の概要

当地域事業は、芝地区版計画書の見直しに伴い、平成 29 年度末に終了しましたが、しかし、当事業を契機に創業 100 年以上の老舗の皆様で設立した団体「芝百年会」は、地域や老舗の文化等を広く発信する活動により、芝地区の新しいまちと地域経済活動の活性化を目指しています。

平成 29 年度からは、「港区シティプロモーションクルー」に認定され、「芝の名店探訪マップ」を活用したまちあるきツアー活動を拡大し、芝地区全体の賑わい創出を進めています。

(16) 分科会終了後の物品購入について

ア 指摘等の内容

分科会の終了後に分科会用物品を購入しているが、分科会活動に真に必要な物品であり、特に毎年度実施している自主活動に必要な物品であれば、年度末付近に購入するのではなく、計画的に購入する必要がある。

イ 講じた措置の概要

分科会活動の一環であるパネル展示会について、平成 29 年度は一時期に集中させることなく様々な場所で開催することとし、必要物品の購入も年間を通じて計画的に行いました。

(17) 「赤坂・青山まち歩きマップ」の活用について

ア 指摘等の内容

地域住民向けの情報として「赤坂・青山まち歩きマップ」を作成したが、観光のための情報としても活用度が高いため、港区の観光情報誌として活用できるよう、観光政策担当へ情報提供を行うなど連携を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度から、日本語及び英語版を、観光政策担当へ情報提供し、観光政策担当窓口でも配布を始めました。

(18) 履行確認及び請求内容の確認の徹底について

ア 指摘等の内容

赤坂親善大使活動支援業務委託において、結果として請求内容に誤りはなかったが、業務報告書と実績一覧表及び請求書の記載内容が整合していないものがあったため、履行確認及び請求内容の確認を徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度から、業務報告書、実績一覧表及び請求書の記載内容が整合しているか複数名で確認することで、履行確認及び請求内容の確認を徹底することで改善しました。

(19) 赤坂親善大使フェイスブック運用基準の改訂について

ア 指摘等の内容

「赤坂親善大使フェイスブック運用基準」では現行のアカウントが規定されておらず、旧アカウントのままとなっているため、旧アカウントの取り扱いを検討するとともに、運用基準を改訂し、現行のアカウントを規定する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 30 年度に、「赤坂親善大使フェイスブック運用基準」を現行アカウントについての運用基準に改定しました。